

物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則

(目的)

第1条 この細則は、契約競争参加者等資格審査規則（13規則第15号。以下「資格審査規則」という。）第40条及び契約事務実施規則（13規則第13号）第42条の規定に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）における物品の製造契約、物品の販売契約、物品の買受け契約及び役務の提供等（以下「物品の製造・販売及び役務等」という。）の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この細則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 指名停止 農研機構における物品の製造・販売及び役務等の契約に係る競争に参加する資格を有する者（以下「有資格者」という。）を一定期間当該契約に係る競争に参加させないこととするをいう。
- 二 経理責任者等 契約事務実施規則第3条に規定する経理責任者等をいう。
- 三 措置要件 指名停止を行う事由をいい、別表第1の措置要件欄に掲げる措置要件をいう。
- 四 措置対象区域 別表第2の措置対象区域欄に掲げる区域の区分に応じ、同表の措置対象区域の範囲欄に掲げる都道府県の範囲をいう。
- 五 指名停止期間 指名停止を行う期間をいい、別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間の範囲内で決定される期間をいう。
- 六 競争参加者等資格審査権限者 資格審査規則第6条第3項の規定により同規則に定める権限の委任を受けた経理責任者及び同規則第39条の規定によりその権限の再委任を受けた大規模出先事業所の長をいう。
- 七 短期期間 別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間のうち、短い方の期間をいう。
- 八 長期期間 別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる期間のうち、長い方の期間をいう。
- 九 代表役員等 有資格者である個人又は有資格者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。
- 十 一般役員等 有資格者である法人の役員又は支店若しくは営業所を代表する者で前号に掲げる者以外のものをいう。
- 十一 使用人 有資格者の使用人で前号に掲げる者以外のものをいう。

(措置要件の報告)

第3条 経理責任者等は、それぞれ事務を実施するに当たって、有資格者に関し、措置要件が生じたとき、又は措置要件に該当すると認める事実を知り得たときは、別紙様式第

1号の措置要件報告書によりその旨を理事長に報告するものとする。

(指名停止の措置等)

第4条 理事長は、前条の報告を受けた場合であつて、当該報告に係る有資格者が措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、別表第1の措置対象区域及び期間欄に掲げる措置対象区域及び情状に応じた指名停止期間をもって、当該有資格者について農研機構として指名停止を行うものとする。自らが措置要件に該当すると認められる事実を知り得た場合も同様とする。

2 理事長は、前項の規定により指名停止を行った場合には、競争参加者等資格審査権限者にその旨を通知するものとする。

(指名停止期間の特例等)

第5条 有資格者が1の事案により2以上の措置要件に該当すると認めて指名停止を行う場合においては、それぞれの措置要件に応じた短期期間のうち最も長いものを短期期間として、それぞれの措置要件に応じた長期期間のうち最も長いものを長期期間として取り扱うものとする。

2 有資格者が次の各号の一に該当すると認めて指名停止を行う場合においては、短期期間の2倍（当初の指名停止期間が1ヵ月に満たないときは1.5倍）の期間を、短期期間として取り扱うものとする。

一 指名停止期間中又は指名停止期間の満了後1年を経過するまでの間に、新たに措置要件のいずれかに該当することとなったとき。

二 別表第1の第1項から第10項までに掲げる措置要件のいずれかに該当して指名停止を受け、当該指名停止期間の満了後3年を経過するまでの間に、新たに同表の第1項から第10項までに掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。

3 有資格者について、該当する措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由があると認めて指名停止を行う場合（次条第2号及び第3号に該当する場合を除く。）においては、短期期間（前2項の規定により短期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。）の2分の1までの期間を限度として当該短期期間を短縮した期間を、指名停止期間とすることができる。

4 有資格者について、該当する措置要件に関し極めて悪質な事由があった、又は極めて重大な結果を生じさせたと認めて指名停止を行う場合においては、長期期間（第1項の規定により長期期間として取り扱う期間を含む。以下この項において同じ。）の2倍までの期間を限度として当該長期期間を延長した期間を、指名停止期間とすることができる。

5 指名停止期間中の有資格者について、その該当した措置要件に関し情状を酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、前2項に掲げる期間を限度として、その指名停止期間を変更することができる。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止期間の特例)

第6条 有資格者が措置要件のいずれかに該当して指名停止を行う際に、当該有資格者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独

占禁止法」という。)違反等の不正行為により次の各号の一に該当するときは、それぞれ当該各号に掲げる期間を、短期期間として取り扱うものとする。

- 一 農研機構が得た談合情報又は談合があると疑うに足りる事実に関し、有資格者が当該談合を行っていないとの誓約書を提出している場合において、当該誓約にもかかわらず、当該事案によって当該有資格者が別表第1の第4項又は第8項に掲げる措置要件のいずれかに該当することとなったとき 短期期間の2倍(代表役員等又は一般役員等の関与が明らかである場合に限る。)又は1.5倍の期間
- 二 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第3条第4項に基づく農研機構又は資格審査規則第33条第1項に規定する機関(以下「農林水産省等」という。)による調査の結果、入札談合等関与行為(同法第2条第5項に規定する入札談合等関与行為をいう。)があり、又はあったことが明らかとなった場合で、当該関与行為を原因とする談合によって有資格者が別表第1の第4項から第7項までに掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該関与行為に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき(前号に掲げる場合を除く。) 短期期間に1ヵ月を加算した期間
- 三 農研機構、農林水産省等又は農林水産省等以外の公共機関(以下「他の公共機関」という。)の役職員(役員又は職員をいう。以下同じ。)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6の規定に違反したとして、競争入札妨害(同条第1項に規定する行為をいう。以下同じ。)又は談合(同条第2項に規定する行為をいう。以下同じ。)の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起された場合で、当該競争入札妨害又は談合によって有資格者が別表第1の第8項から第10項までに掲げる措置要件のいずれかに該当し、かつ、当該競争入札妨害又は談合に関し、当該有資格者に悪質な事由があるとき(第1号に該当する場合を除く。) 短期期間に1ヵ月を加算した期間

(指名停止の解除)

第7条 理事長は、指名停止期間中の有資格者が、当該指名停止の原因となった事案について責を負わないこと、又は責を負う必要がないことが明らかになったと認めるときは、当該有資格者について、指名停止を解除するものとする。

2 理事長は、前項の規定により指名停止の解除を行った場合には、競争参加者等資格審査権限者にその旨を通知するものとする。

(有資格者への通知)

第8条 理事長は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる書面により、当該事由に該当する有資格者に対し、遅滞なく、その旨を通知するものとする。

- 一 第4条第1項の規定により指名停止を行った場合 別紙様式第2号の指名停止通知書
- 二 第5条第5項の規定により指名停止期間を変更した場合 別紙様式第3号の指名停止変更通知書
- 三 前条第1項の規定により指名停止を解除した場合 別紙様式第4号の指名停止解除通知書

(改善措置に関する報告の求め)

第9条 理事長は、前条の規定により指名停止を行った旨の通知をする場合において、当該指名停止の原因となった事案が経理責任者等との間で締結した契約に関するものであるときは、必要に応じ、当該指名停止を行った有資格者に対し、改善措置の報告を求めらるものとする。

(指名の禁止等)

第10条 経理責任者等は、指名競争(会計規程(13規程第26号)第37条に規定する指名競争をいう。以下同じ。)を行うに当たっては、指名停止期間中の有資格者を、指名競争に参加させる者として指名してはならない。

2 経理責任者等は、指名競争に参加させる者として現に指名している有資格者が指名停止を受けたときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第11条 経理責任者等は、指名停止期間中の有資格者を、随意契約の相手方としてはならない。ただし、会計規程第38条各号に掲げる場合であって、当該指名停止期間中の有資格者を随意契約の相手としなければならないことについて合理的な理由があるときは、この限りでない。

(指名停止に至らない事案に関する措置)

第12条 理事長は、第3条の規定により報告を受けた事案又は自らが知り得た事案のうち、指名停止を行うまでに至らなかったものについて、必要があると認めるときは、当該事案に係る有資格者に対し、書面又は口頭をもって、警告又は注意の喚起を行うことができる。

(その他)

第13条 この細則に定めるもののほか、物品の製造・販売及び役務等の契約に係る指名停止の措置等に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22.1.1 細則第26-1号)

この細則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則(平成26.3.27 細則第26-2号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27.4.1 細則第26-3号)

この細則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第3号、第5号、第7号及び第8号、第4条第1項関係）

指 名 停 止 措 置 基 準

区分	措 置 要 件	措置対象区域及び期間	
贈 賄	1 農研機構の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内
	2 農林水産省等の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヵ月以上12ヵ月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上3ヵ月以内
	3 他の公共機関の役職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヵ月以上9ヵ月以内
		一般役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヵ月以上6ヵ月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上3ヶ月以内
		使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヵ月以上3ヵ月以内
独 占 禁 止 法 違 反 行 為	4 農研機構との間で締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から3ヵ月以上12ヵ月以内	
	5 農林水産省等との間で締結した契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	全区域を対象として 当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内	
	6 他の公共機関との間で締結した契約に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	全区域を対象として 刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内	
	7 その行う業務に関し、独占禁止法（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（前3項に掲げる場合を除く。）。	全区域を対象として 当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内	
競 売 入 札 妨 害 又 は 談 合	8 農研機構との間で締結した契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内
	9 農林水産省等との間で締結した契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から4ヶ月以上12ヶ月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内

区分	措置要件		措置対象区域及び期間
	10 他の公共機関との間で締結した契約に関し、競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴されたとき。	代表役員等が逮捕され、又は公訴を提起された場合	全区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から3ヶ月以上12ヶ月以内
		一般役員等又は使用人が逮捕され、又は公訴を提起された場合	当該区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から2ヶ月以上12ヶ月以内 当該区域以外の区域を対象として 逮捕又は公訴を知った日から1ヶ月以上12ヶ月以内
不正又は	11 前各項に掲げる場合のほか、その行う業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められるとき。		全区域を対象として 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
不誠実な行為		12 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	

備考 この表において、「全区域」とはすべての措置対象区域を、「当該区域」とは当該措置要件に係る事案が発生した都道府県を含む措置対象区域をいう。

別表第2（第2条第4号関係）

措置対象区域及びその範囲

措置対象区域	措置対象区域の範囲
北海道区域	北海道
東北区域	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東・甲信越区域	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 山梨県 長野県 新潟県
東海・北陸区域	岐阜県 愛知県 三重県 静岡県 富山県 石川県
近畿・中国・四国区域	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 福井県 奈良県 和歌山県 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州・沖縄区域	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

番 号
年 月 日

農業・食品産業技術総合研究機構理事長 殿

（ 経 理 責 任 者 等 職 名 ） 印

措 置 要 件 報 告 書

商号又は名称	
代表者氏名	
住 所	
資格登録種別及び等級	
指名及び契約の実績	

上記の有資格者について、下記のとおり物品の製造・販売及び役務等契約に係る指名停止等に関する措置細則別表第1の措置要件に該当する事実が発生したと認められるので、報告します。

記

措置要件に該当すると認められる事項

番 号
年 月 日

（ 住 所 ）
（ 商号又は名称 ）
（ 代表者氏名 ） 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構理事長 印

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴 が（の）（※1）ことは、誠に遺憾である。よって下記
のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。

なお、（※2）。

記

1 指名停止の期間 年 月 日から 年 月 日まで

2 指名停止の理由

- 備考
- 「※1」部分には、措置要件に該当する事実を簡明に記載する。
 - 「※2」部分には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる文章を挿入する。
 - 第9条の規定により改善措置に関する報告を求める場合 「今後はおかかる事態が生ずることのないよう十分注意するとともに、今後の改善措置の詳細について報告されたい」
 - 前号以外の場合 「今後はおかかる事態が生ずることのないよう十分注意されたい」
 - 「1 指名停止の期間」欄は、措置対象区域を限定する場合にあっては、「1 指名停止期間及び措置対象区域」に変更して、指名停止期間及び措置対象区域を記載する。
 - 「指名停止の理由」欄には、措置要件に該当する事実について、発生日時、場所、概要等を記載する。
 - 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

（ 住 所 ）
（ 商号又は名称 ）
（ 代表者氏名 ） 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構理事長 印

指 名 停 止 変 更 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、下記のとおり当該指名停止の内容を変更したので、通知する。

記

- 1 従前の指名停止の期間
- 2 変更後の指名停止の期間
- 3 変 更 の 理 由

備考 1 「1 従前の指名停止の期間」欄及び「2 変更後の指名停止の期間」欄は、指名停止期間及び措置対象区域を変更する場合にあっては、「1 従前の指名停止期間及び措置対象区域」及び「2 変更後の指名停止期間及び措置対象区域」に変更して、指名停止期間及び措置対象区域を記載する。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4縦とする。

番 号
年 月 日

（ 住 所 ）
（ 商号又は名称 ）
（ 代表者氏名 ） 殿

国立研究開発法人
農業・食品産業技術総合研究機構理事長 印

指 名 停 止 解 除 通 知 書

先に、 年 月 日付け第 号をもって貴 の指名停止を行った旨を通知したところであるが、この度、当該指名停止を解除したので、通知する。